三養基土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県三養基郡みやき町に事務所を有する三養基土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年６月３日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年６月20日

九州農政局長　緒方　和之

酒類の地理的表示を指定する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第２項の規定に基づき、次の地理的表示を指定したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

令和７年６月20日

国税庁長官　奥　　達雄